

河川法第24・26条 許可申請(河川占用を伴うもの)添付書類の作成について

(1) 申請書

- 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 変更申請の場合は、変更内容を新(黒字)・旧(赤字)対照書きする。

(2) 位置図

当該占用(行為)をしようとする場所を縮尺1/1,500～1/10,000の地形図に赤色で記入する。(住宅地図可)

(3) 実測平面図(現況・計画)

- 縮尺1/100～1/500で内容を表示するのに適切なものとする。三角スケールで確認できる縮尺にする。
- 占用(行為)区域や周辺地域の地形が分かるよう記載し、掘削・切土(黄色)・盛土(緑色)・構造物を色分けするなど占用(行為)の内容と範囲が読み取れるよう明示する。
- 河川区域線を青線で明示し、許可を受ける範囲を赤線で囲む。
- 方位、河川の流向を明示する。

(4) 縦横断面図(現況・計画)

○ 横断図

- ・原則として、河川全断面が分かる図面とする。
- ・縮尺1/50～1/200程度で内容を表示するのに適切なものとする。三角スケールで確認できる縮尺にする。
- ・河川との位置関係、占用(行為)区域や周辺地域の地形が分かるよう記載し、掘削・切土(黄色)・盛土(緑色)・構造物を色分けするなど占用(行為)の内容と範囲が読み取れるよう明示する。平面図の断面線と整合を取ること。
- ・原則として、河川の上流側から下流方向を見た状態で記載する。
- ・河底、護岸及び民地高を明示する。
- ・河川区域線を青線で明示し、許可を受ける範囲を赤線で明示する。

○ 縦断図 … 別途個別に協議する。

(5) 求積図

- 河川区域内の占用面積を求積する。
- 河川保全区域内工事を伴う場合には、河川保全区域内の行為面積も求積する。
- 縮尺は1/100～1/500とし、面積求積線及びその数値を記入した図面とする。

(6) カラー写真

- 河川との位置関係がわかるもの数枚。番号を振り、平面図にはその番号と撮影方向を矢印で記入する。
- 河川の流向及び行為範囲を赤で書き入れる。

(7) 工程表

(8) 損害賠償責任負担請書(※工事を伴わない申請には不要)

(9) その他(必要に応じて添付する書類)

- 委任状(申請者(法人)と、申請手続きを行う方(法人)が異なる場合に必要。様式は任意。)
- 公団、登記事項証明書、契約書の写し、行為に対する承諾書等
(河川保全区域内工事を伴う場合には、申請者が当該土地等の権原を有することを示す書類)
- 当該行為に関し、他の行政庁の許可認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面(関係他法令一覧等)
- 施工計画書
- 防災計画書
- 土量計算書
- その他県民センター長が必要と認める図書

※図面には、縮尺、作成年月日、作成者氏名(又は法人名)を表示してください。

<手続きの流れ>

- 1 正本1部、副本1部を作成の上、宝塚土木事務所管理第2課に提出する。
- 2 管理第2課にて受付のあと、技術審査を行い、所内決裁のうえ許可をする。
(受付から許可までの標準処理期間は、休日や補正の日を除いて28日です。)